

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
1	入札説明書							2019年2月15日に公表された「実施方針」及び2019年5月15日に公表された「要求水準書（案）」に対する質問回答の内容は本事業において有効であると考え、またその優先順位については現質問回答が優先されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	リスク分担表						貴市と事業者とのリスク分担表は別途公表されると理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表を今後公表する予定はありません。
3	入札説明書	協力企業について	5	第3	1	(1)	オ	「落札者決定後、落札に至らなかった入札参加者の協力企業が落札した入参加者の構成企業から業務を再委託することは妨げない。その場合は市の事前承諾を得ること」とありますが、協力企業は基本協定書及び事業契約締結後でも、貴市の承諾のもと、適宜変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業の追加・変更については、基本協定書第5条のとおり、事前に書面による市の承諾を得た場合には変更可能とします。
4	入札説明書	業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件	7	第3	2	(2)		「建設業務と工事監理業務の兼務は認めない」とありますが、建築確認申請については、建設企業の子会社で実施することも可能と考えています。このような理解でよろしいでしょうか。	建築確認申請については、必要な要件を満たす事業者が実施してください。
5	入札説明書	工事監理業務を行う構成企業の要件	8	第3	2	(2)	ウ	設計企業の下請けとして、建設企業の職員が一部実施することが可能と考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。	設計業務と建設業務の兼務については可能です。
6	入札説明書	募集及び選定のスケジュール	10	第3	4	(2)		実施方針質疑回答No.39で「提案書提出前に対話の機会を設けることを検討いたします」とありましたが、今回の募集及び選定のスケジュールに提案書提出前の対話の機会を織り込んで頂くようお願い致します。	検討した結果、原則、公平性を欠く恐れのある対話については設定いたしません。
7	入札説明書	入札参加者に対するヒアリングの実施	10	第3	4	(2)	サ	ヒアリングについては必ず実施されるとの理解でよろしいでしょうか。実施する場合の具体的な条件（提出可能資料やプレゼン方法など）について、ご教示願います。	提案書の審査段階において、ヒアリングを実施する予定です。「第4 3 審査の内容」をご参照ください。
8	入札説明書	貸与資料について	10	第3	5	(1)	ア	貸与図書には機械設備及び電気設備の撤去に関する情報がありません。機器図や配線工事図等を追加で貸与していただけないでしょうか。	追加貸与はございません。
9	入札説明書	貸与資料	10	第3	5	(1)	ア	貸与資料一覧に、「4.現況測量図」の記載があります。このCADデータを貸与していただきたいと思いますが、貸与可能との理解でよろしいでしょうか。	貸与可能ですので、当回答後、希望者は7/19までに下記アドレスまでその旨をお伝えください。（E-mailにてデータを送付します。） （電子メールアドレス： uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp）
10	入札説明書	貸与資料について	11	第3	5	(1)	ア	貸与図書に、アスベスト調査・土壌汚染調査・PCB調査の結果が含まれていませんが、すべて無いとの理解でよろしいでしょうか。また、事前調査で存在が発見された場合、費用・処置・工期への影響リスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に記載されていない環境汚染物質の処理又は処分等に関して事業者が発生する合理的な増加費用は市が負担します。なお、事業エリア内では、飛散性アスベストレベル1の含有及びPCBの含有は認められていません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
11	入札説明書	関連施設資料について	11	第3	5	(1)	ア	関連施設資料について、資料は撤去工事の工事数量の把握に用いるものと考えますが、機械工事・電気工事の機器重量・配管数量・ケーブル・ハンドホールなどの数量について確認できる情報がない場合、想定数量での入札となります。事前調査にて判明した数量と想定数量に差異がある場合、設計変更し費用清算いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、撤去工事物の想定に起因する費用精算は行いません。事前調査にて、関連資料の情報に著しい誤りがあることが判明した場合には、協議を実施のうえ、設計変更の有無を判断することとします。
12	入札説明書	関連施設資料について	11	第3	5	(1)	ア	関連施設資料において、既設管理棟内にある工業用水施設の薬注設備を、別途工事で本事業での建設工事を開始する前に整備される計画となっています。既設薬品注入設備の貯槽内の薬品は、新設の工業用水用薬注設備へ転用されて貯槽内には残留していないとの理解でよろしいでしょうか。	既薬注設備については、市が整備する工業用水設備への転用は行いません。本事業での処分となります。
13	入札説明書	貸与資料一覧 3. 事業予定地境界図	11	第3	5	(1)	ア	「3. 事業予定境界図」の北側の既設門扉付近の境界が要求水準書の別紙4、別紙6、別紙7、別紙9と違います。正しい境界はどちらでしょうか？	貸与資料「3. 事業予定境界図」で示しているものが正しい境界です。
14	入札説明書	貸与資料一覧 4. 現況測量図	11	第3	5	(1)	ア	上ヶ原NO.1（水準点）の標高について、H=109.662と記載されていますが、「1. 地質調査結果（H29年度委託）」では105.439(kop)となっており整合が取れていません。正しい標高はどちらでしょうか。	上ヶ原NO.1（水準点）については、貸与資料「4. 現況測量図」で示しているH=109.662m（Ko.P）が正しい標高です。この標高については、既神呪量水池の竣工図（天端部標高）をベースに、上ヶ原NO.1（水準点）までのレベル差を測量し、設定している数値となります。
15	入札説明書	貸与資料	11	第3	5	(1)	ア	測量調査（水準測量含む）や地質調査結果と実際の状況が大きく異なり、提案内容に影響が生じる場合は、市側のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、構造物の支持地盤の地層線が断層などの影響により、地質調査結果と大きくことなることも想定されます。	事前調査にて、貸与資料等の情報が現状と著しく異なることが判明した場合には、市と事業者で協議を実施のうえ、対応を決めることとします。
16	入札説明書	質問の受付、回答について	13	第3	5	(4)		参加資格要件以外に関する質問の回答の公表後、その内容にもとづいて提案書提出前の対話の機会を頂けるようお願いいたします。	No. 6の回答をご参照ください。
17	入札説明書	事業提案書等への疑義についての個別ヒアリング	14	第3	5	(7)		「入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業契約上拘束力を有するものとして扱う」とありますが、確認結果及び回答内容等については、文言を明文化したものを、貴市と事業者双方で確認し合意する形をお取りいただくよう要望します。	ご理解のとおり、事業提案書等に関する入札参加者への確認結果や質疑回答内容等については、双方で合意した文言にて、契約書の一部と扱います。
18	入札説明書	入札書等及び事業提案書等の受付	14	第3	5	(7)		「個別ヒアリングを行って確認する」とありますが、ここで言う個別ヒアリングとは、12月下旬のヒアリングとは別のものであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	予定価格	16	第3	6	(3)		予定価格について、「市の算定根拠は公表しない」とのご方針ですが、予定価格算定時の設備仕様・維持管理体制等を確認させていただきたいことから、算定根拠の公表を再検討いただけないでしょうか。	予定価格に関する市の算定根拠を公表する予定はありません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
20	入札説明書	入札辞退に対する提出書類	16	第3	6	(4)		「資格審査通過者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること」とのことですが、違約金等ペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	予定価格	16	第3	6	(3)		予定価格の記載がありますが、最低制限価格についてご教示願えますでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
22	入札説明書	事業者選定評価者委員会の設置	17	第4	2			事業者提案の審査に際して、学識経験者等による審査を実施することですが、審査の過程で学識経験者らの意見により、例えば、耐震対策や浄水処理方法などに関して、要求水準（及びそれに対する質問への回答）や提案内容の変更にかかわるような意見を取り入れることはないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、事業者選定評価委員会の学識経験者の意見によって事業条件を変更することはありません。仮に、事業条件の変更が必要と市が判断した場合には、市のリスクとします。
23	入札説明書	審査の内容	17	第4	3			提案書に記載している項目だけでヒアリング資料を作成するものと考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、ヒアリングでの提出内容が不十分であった場合、失格はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、ヒアリング用の提出資料の内容で失格の判断をすることは想定しておりませんが、ヒアリング時の説明及び質疑回答の内容は審査に影響しますので、それを踏まえて書類を提出してください。
24	入札説明書	審査結果の公表	18	第4	6	(3)		審査講評公表時は、落札者以外の参加者の入札金額も含めて公表頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	審査結果の公表	18	第4	6	(3)		提案に対する評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	事業の遂行	19	第5	1	(1)	ア	令和7年3月末までに、設計業務、建設業務、工事監理業務を完了の上、市3月末まで市に上水施設を引き渡すこと。とありますが、現時点で未確定の工事制約(車両通行台数制限など)により工事が完了しない可能性があります。事業者側にて想定できない住民反対などによる制約に起因する工期延期や価格上昇については貴市リクとしていただきたい。	事業者が行う業務に関する住民反対運動等に起因するものは事業者の負担となりますが、その他の工事との調整に起因するもの等、事業者の責でないことが立証され、事業費や工期への影響が大きい事象については協議するものとします。
27	入札説明書	契約保証金	20	第5	5	(2)	ア (イ)	契約保証金の納付に代えて履行保証保険を契約する場合、保険会社等による履行保証保険は複数年度にわたる付保が困難です。従って、単年度毎に履行保証保険を契約することが許されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案	
			頁	章	節	項				
28	入札説明書	契約保証金	20	第5	5	(2)	ア	(イ)	契約保証金額が類似事業と比較して非常に大きい（2年度分のサービス対価Bに相当）今回のケースでは、履行保証保険等を単年度で付保できたとしても保険料が高額となり、保険以外で対応する場合にはSPCが過大な資本金や資金調達を要するなど、SPCにとって過度な負担となり、事業費が増加する原因となります。過去5年間の類似事業（浄水場整備運営事業）6件においては、契約保証金が免除とされている事業が3件、当該事業年度における維持管理費の10%相当額とされている事業が2件でした。従いまして、本事業においても類似事業同様、契約保証金の納付を免除していただくか、年間維持管理費の10%としていただけますでしょうか。	「維持管理のサービス対価総額の10%以上」については、「一事業年度の維持管理のサービス対価総額の10%以上」とします。
29	入札説明書	リスク分担について	21	第5	6	(2)			市と選定事業者の責任分担は、入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業提案書等及び事業契約書(案)による、とありますが、リスク分担表は2月15日付実施方針に従うとの理解ではなく、質疑回答でお示し頂いた内容を踏まえ別途入札前に再度ご提示頂けることよろしいでしょうか。	リスク分担表を再度提示する予定はありません。入札説明書等に記載した内容に基づき、個別の事象に関するリスク分担をご判断ください。
30	入札説明書	特別目的会社に関する扱いについて	21	第5	7				特別目的会社について、設立後に任意の時期に増資若しくは減資をすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	基本協定書第5条に記載のとおり、株式の処分は、事前に書面による市の承諾を得ることで可能となります。増資する場合についても、同様とします。
31	入札説明書	契約手続き	23	第7	2		ア		「事業契約を締結するように努めることとする」とありますが、契約締結交渉が決裂した場合には、違約金なしで未契約にできると考えています。このような理解でよろしいでしょうか。	基本協定締結前についてはご理解のとおりです。基本協定締結後は、同第8条に従い、違約金が生じることになります。
32	入札説明書	サービス対価	別紙2	2	(2)				修繕費及び更新費が平準化されるため、維持管理開始後に修繕計画が変更（修繕内容及び修繕時期の変更）された場合でも、修繕費及び更新費の変更や清算は実施されないと理解してよろしいでしょうか。	修繕については、修繕計画通り実施することを原則としますが、実施時期の変更については費用精算の対象外とします。修繕内容が大幅に変更される場合には、市に事前に変更内容を報告することとし、その内容に応じて対応を協議することとします。
33	入札説明書	サービス対価	別紙2	2	(2)				サービス対価Bの物価変動に係る見直し基準について、民間事業者が過度なリスク費用を見込み事業費が増加することを避けるために、サービス対価A同様に直近の改定からの変動率が±1.5%以上の場合としていただけないでしょうか。	記載のとおり3%とします。
34	入札説明書	サービス対価の変更	別紙3	1					参照指標については適宜、適切な指標を適用頂く、または事業者から提案できるようお願いします。	参照指標は、原則として入札説明書別紙3に示すとおりとしますが、別指標の提案については妨げません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
35	入札説明書	サービス対価の変更	別紙3	1	(2)			「サービス対価Bは、下表に示す指標及び算式に基づき、改訂を行う。具体的な手続きについては、本契約の締結後、市と事業者で手続きの詳細について協議した上で市が決定する」とありますが、維持管理労務費の規定がなく「その他費用」となっております。維持管理労務費指標は、日本水道協会「水道施設維持管理業務委託積算要領」で用いる国土交通省 官庁宮繕部計画課が、毎年度改訂する「建築保全業務労務単価（大阪）」が該当すると考えます。別途事業契約書の内容協議の場で「建築保全業務労務単価（大阪）」の変動値を指標とする旨等ご提案をし、採用ご検討を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 34の回答をご参照ください。
36	入札説明書	水量変動に伴うサービス対価B変動の取扱い	別紙3	3	(2)	②		変動単価の設定について、電力費は消費電力に応じて変動する部分であっても、送水量に追従して消費電力が増減しない機器等があります（建築付帯設備や連続運転の機器等）。対象を事業提案時に対象機器を明示しますので、固定費に算入いただきますようお願いいたします。	送水量に追従して消費電力が増減しない機器等の消費電力については、対象機器を明示のうえ固定費に算入してよいこととします。様式4-2（別添2-3）の基本電力の欄には送水量に追従しない部分の電力費を、使用電力の欄には送水量に追従する部分の電力費を記載してください。
37	入札説明書	水量変動に伴うサービス対価B変動の取扱い	別紙3	3	(2)			要求水準に示される過去10年間の原水水質データの平均値をもとに消費電力や薬品費を積算致します。水量だけでなく原水水質変動に対しても、サービス対価B変動を実施いただくようお願いいたします。	原水水質変動に対するサービス対価Bの変動については、市が示している「想定する原水水質」及び「平均水質」に著しい乖離が発生した場合を除き、原則実施しません。なお、原水水質が提示しているデータから乖離した場合の電力量と薬品量への影響について提案することは妨げません。
38	入札説明書	減額ポイントの計上	別紙4					「是正レベルの考え方・例」の「軽微な違反」の中で「軽微な水量に関する違反」とありますが、どのような状態が軽微な違反となるか具体的にお示しください。	時間送水量又は日送水量が市の要求量から一定範囲を超えた水量となった場合に軽微な違反とします。送水量の一定範囲については、別途市が整備する浄水池等の設計が完了し、流量の調整方法が確定した段階で協議によって決めることとします。
39	入札説明書	維持管理業務における措置	別紙4	3	(1)			サービス対価Bの減額条件について、減額が発生した時点段階で減額ポイントがリセットされるとありますが、一定期間減額ポイントが発生しない場合、リセット頂くような配慮を頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお、減額ポイントは四半期単位で累積値を確認するものであるため、1四半期で4ポイント以上とならない限り、実質的にリセットされます。
40	入札説明書	維持管理業務における措置	別紙4	3	(3)	ア	②	水質に関する違反において、自主基準値の超過に関しては減額ポイントの設定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	自然災害への対応について	1	第1	1	(5)		地震、風水害等の自然災害に強く・・・70,000m3/日の水量を確保できる設備とありますが、事業範囲外の導水管に損傷などがあり、所定の水量と到達水位（位置エネルギー）が変化した場合は、この考えは除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	導水管については市の責任範囲であり、その損傷等により本事業の到達水位が変化した場合には、市のリスクとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案	
			頁	章	節	項				
42	要求水準書	工水施設から上水施設へ逆流しない構造	1	第1	1	(5)		水位高低により逆流しない水位とする、または、逆止弁などを設置するなど、事業者提案であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです	
43	要求水準書	緑地面積について	2	第1	1	(7)	①	カ	緑地面積は、要求水準(素案)に対する質問回答で、浄水場全体にて30%以上確保とのことでした。貸与資料において、現状の緑地面積が34.23%となっています。工業用水設備や浄水池など事業範囲外において緑地に建設する工事が計画されています。貴市にて計画ですので事業範囲内で確保すべき緑地面積を指定頂けませんでしょうか。	緑地面積の指定は致しませんが、可能な限り面積を確保するよう努めてください。
44	要求水準書	緑地の確保	2	第1	1	(7)	①	カ	緑地の確保として、開発区域の30%以上の緑地となっていますが、ここで言う開発区域とは上ヶ原浄水場の敷地全体との認識でよろしいでしょうか。それとも今回の事業予定地の面積に対してのことでしょうか。貸与資料には5. 緑地範囲 上ヶ原浄水場緑地面積が添付されており、現状緑地率34.23%となっています。	上ヶ原浄水場の敷地に対して30%以上の緑地を確保するとご理解ください。事業予定地の緑地の確保については、No. 43をご参照ください。
45	要求水準書	事業範囲	3	第1	1	(8)			上ヶ原浄水場再整備事業をより良いものとするために、事業範囲の考え方について対話の場を設けて頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	対話を実施する予定はありません。
46	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	ここに掲げてある対象施設以外に変電設備盤や物置、記念碑・展示物などが事業予定地内にあります。撤去対象施設に示されるもの以外のこれらの施設はは事業開始までに撤去されると考えますがよろしいでしょうか。	記念碑(既正門西側にある石碑)については、事業エリア外なので、対象外です。また、展示物については、市が事業者の建設工事着手前に撤去します。その他、撤去する対象施設については、要求水準書P. 3及び別紙4に代表的な施設を明示していますが、それらに係る付帯物一式(電気設備、物置など)を、撤去対象施設とみなします。
47	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去対象施設については水抜きを行い、薬液等は使い切り、汚泥は処分済みで清掃した状態での引き渡しであり、残留水の移送等の作業がない状態での引き渡しとの認識でよろしいでしょうか。また、引き続き稼働状態にある配管との分岐弁等の操作は貴市にて実施し、現地で事業者と貴市立会の上一緒に確認することをお願い致します。分岐弁等重要なものには開閉状態や期間等、誰が見ても判るようにその状態表示をお願い致します。	前段については、水抜きは行いますが、薬液等・汚泥については市で簡易な処置を行いますので残った物は事業者にて処分してください。引き続き稼働状態にある配管(工水)との分岐弁等の操作については、非定常時運転(工水導水停止や工水浄水処理施設の機能停止など)となるため、市と事業者立会の上、市が行います。
48	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去対象施設の電源は落とされた状態での引き渡しとの認識でよろしいでしょうか。電源操作は安全上、施設の状況が判っている貴市にて実施していただきたく思います。	撤去対象施設の電源の停止は引渡し前に市が実施します。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
49	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去対象施設の既設管理棟、電機室の什器などの動かせる備品は予め運び出していただきたくお願い致します。残したままにしておりますと残置廃棄物となり、排出者の責任が問われます。残置エアコンについては事前にフロン回収をお願いします。電源が落ちた後ですとフロン回収に支障をきたします。また、建屋の機械警備施設も事前に撤去・解線などの処置をお願い致します。	既設施設に付帯する設備等については事業者にて撤去してください。
50	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去対象施設の内、鉄スクラップなど有価物については貴市の財産として指定場所に集積する必要があると、その旨明記願います。それが無い場合は事業者にて処分（売却）できるものと考えます。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	撤去する対象施設	3	第1	1	(8)	①	イ	事業予定地内に道路境界部のフェンスや崖地に沿ってある不法侵入者検知用のセコム赤外線センサーは今回工事に支障があるので、貴市にて撤去、改修するものとの認識でよろしいでしょうか。	事業予定地内については、本事業で事業者が処分してください。
52	要求水準書	撤去について	3	第1	1	(8)	①	イ	「イ 撤去する対象施設」は完全に使用停止、電源断の状態であることを本事業で撤去するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	撤去について	3	第1	1	(8)	①	イ	「イ 撤去する対象施設」にPCBがあればご提示願えますでしょうか。	PCBは含まれません。
54	要求水準書	撤去について	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去物の有価物は事業者側で処理して良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	PFI事業範囲	4	第1	1	(8)	③	図1-1	赤枠の事業範囲について、粒状活性炭が入っていないため、事業者は設置しないことも可能と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の設計業務（P.15～）で示しているとおり、粒状活性炭設備を設置してください。なお、設置位置は提案によります。
56	要求水準書	工業用水道施設の工事	5	第1	1	(12)		ア	工業用水道施設の工事で計画されているブロック積擁壁の一部は、本事業の境界と重なることから、取り合い構造について本事業と協議が必要になります。調整の機会を設けて頂くをお願いします。	貸与資料「3.事業予定境界図」で示しているとおり、本事業の境界はブロック積擁壁を避ける様に設定していますので、重なることはございません。但し、取り合い部の詳細な構造などについては、契約後、必要に応じて調整します。
57	要求水準書	工水施設の試運転及び工事の遅延について	5	第1	1	(12)		ア	先行する工水施設の工事に遅延等が起こった場合、工期の延長は検討頂けますか。	工水施設の工事が遅延した場合には、本事業の工期への影響を検討し、必要に応じて工期を延長することとします。
58	要求水準書	水道法	6	第1	1	(13)	①		水道法7条の事業認可変更が着工前までに必要となった場合は、貴市で対応されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、事業認可変更が必要となった場合、申請については、給水開始までに実施するものと解釈しています。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
59	要求水準書	原水水質について	8	第1	3	(1)	①	原水水質については別紙3に記載の「想定する原水水質」を本事業の条件とし、条件を逸脱した場合の対応方法については貴市と協議させて頂き、係る費用については貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、想定する原水水質を逸脱した場合には協議のうえ対応を決めることとします。
60	要求水準書	原水水質	8	第1	3	(1)	①	原水水質について、過去10年間のデータを超えた水質については市のリスクと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	その他意見	8	第1	3	(2)	①	要求水準書に基づき、浄水処理施設は4系列で計画一日最大処理水量70,000m ³ /日の提案を考えています。要求水準書P8(2)①浄水能力における通常時運用水量は60,000m ³ /日とされていますが、通常時運用水量時の運用系列を3系列(4系列中)として通常運用水量を約50,000m ³ /日に変更することで安定した施設の運用と薬品使用量の低減を図ることが可能です。	原案のとおり、通常時運用水量は60,000m ³ /日とします。
62	要求水準書	浄水能力	8	第1	3	(2)	①	表1-3 通常時運用水量60,000m ³ /日(年間を通して平均的な水量とする)とありますが、年間の平均として考え、機器点検などを目的として、日によっては、運転水量が0m ³ /日となることも可能との理解でよろしいでしょうか。	送水量は市の指示によります。計画的な点検等を行うために送水量を少なくする必要がある場合には、事前に市に相談のうえ、対応を協議することとします。
63	要求水準書	浄水能力	8	第1	3	(2)	①	表1-3 計画一日最大処理水量とは「量水池=浄水後の水量」と考えております。最大取水量(浄水場流入量)は何m ³ /日であるかご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、計画一日最大処理水量に10%程度の安全を見込み、約8万m ³ /日程度の導水量を見込んでおります。
64	要求水準書	浄水能力	8	第1	3	(2)	①	表1-3 表の欄外に「・・・約4万m ³ /日とする」とありますが、4万m ³ /日の根拠をご教示願います。	送水先の工事計画に起因するものです。
65	要求水準書	浄水水質	8	第1	3	(2)	②	貸与資料である千苺浄水場の水質において有機物(TOC)より、同等の処理プロセス・運用方法では管理目標値を満足できないことがあります。管理目標値を満足するためには粒状活性炭処理は、千苺浄水場よりも活性炭の吸着能を維持する必要があり、活性炭交換頻度を多く設定する必要があると考えます。経済的な提案を行うために、千苺浄水場と同等の処理水TOCで減額ポイントが発生しないような値に見直し頂けませんでしょうか。	貸与資料「10. 活性炭処理水質データ(千苺浄水場)」で示しているのとおり、過去10年間(H20~29)において、有機物(TOC)の管理目標値である1.0mg/L以下を超過している年度が計4年(H20~23)確認されていますが、24時間365日粒状活性炭で吸着する必要は無いと考えています。(貸与資料「9. 原水水質データ(千苺貯水池)」のとおり)一方、当該事業のペナルティ基準については、入札説明書別紙4に示しているのとおりです。
66	要求水準書	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表1-4 ③耐震性能について、想定する地震被害のシナリオとして、例えば、断層活動による地表面変位や構造線のズレなど、その評価方法が水道施設耐震工法指針に記載されておらず、特に学術的な知見や予測技術(食い違い弾性論など)なしでは想定できない被害シナリオは考慮しないことで考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
67	要求水準書	耐震性能	9	第1	3	(2)	③	表1-4 保有水平耐力時の用途係数Iとありますが重要度係数のことでしょうか。また、保有水平耐力とは計算ルート3での計算との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、I類相当の建築物に限り該当します。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
68	要求水準書	構造物・設備の耐用年数	9	第1	3	(2)	④	建築構造物に関して長寿命化に配慮した耐用年数とするありますがRC構造物であれば50年、鉄骨造であれば35年が一般的だと考えます。これ以上の耐用年数の設定は不要との理解でよろしいでしょうか。	標記の法定耐用年数を満たすことを前提とし、さらに耐久性の高い材料の選定や管理し易い施設になるよう設計上の工夫をする等長寿命化に配慮し、できるだけ施設が長期間にわたり、利用できるよう工夫してください。
69	要求水準書	適用する仕様書等	9	第1	4			適用する仕様書等には、神戸市水道局が作成していることも想定される配水池などの池状構造物の設計基準やマニュアルは該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	神戸市の設計基準やマニュアルは該当しないものとし、第1章4節に示す各種基準書等にもとづき設計ください。
70	要求水準書	準拠規格	10	第1	4			使用材料及び機器は、耐久性等のデータを提示可能であればJIS規格以外（ASTM等）も採用可能でしょうか。	ご理解のとおりです。但し、市が認めた場合に限りです。
71	要求水準書	業務報告書の作成業務	12	第2	6			「再整備業務に関する各種報告書類」について、設計期間及び工場製作期間は作成対象外と理解してよろしいでしょうか。	日報、月報等は維持管理期間のみ提出を求めるものですが、再整備業務期間中も定期的に市と事業者での会議を開催しますので、業務の進捗に関する報告書類の提出は求めます。
72	要求水準書	事前調査業務	13	第3	1			市側で実施された事前調査業務の調査内容をご教示願います。（添付資料以外の項目をご教示願います）	現時点で調査している事項はございません。
73	要求水準書	事前調査業務	13	第3	1			調査結果により生じた工事費の増加については、民間で当初見積もることは困難であり、市側でお支払い頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等及び貸与資料等の情報に基づいて工事費を積算することとし、原則として、調査結果を受けた工事費の見直しは実施しません。貸与資料等の情報が現状と著しく異なる場合の対応はNo. 15の回答のとおりです。
74	要求水準書	用地測量	13	第3	1	(1)	①	用地測量で境界杭の実測とありますが、事業予定地（上水施設）と神戸市管理区域（工水施設または、既設上水施設）との境界杭は既に設置されているのでしょうか。それがなければ、事業予定地の確定も全体配置の確定もできません。	境界杭については、現在工業用水道施設の工事の設計段階であり、確定していませんが、貸与資料「3.事業予定境界図」から大幅に変更になることはございませんので、現行資料で配置をご確認ください。
75	要求水準書	雨水・汚水排水路について	13	第3	1	(4)		要求水準（素案）において、現状の雨水・汚水経路図・下水道図面の開示を要望しましたが、貸与資料等で確認できる資料がありません。繋ぎこみの位置など想定が困難な状況で入札することになります。契約後、調査を実施し設計を行います。雨水・汚水に関する費用は契約額を見直し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案時の想定内容と、契約後の調査結果において、費用増減の根拠を立証でき、市が事前に想定不可能と判断した場合に限り、契約額の変更を行います。
76	要求水準書	地質調査	13	第3	1	(3)		貸与した地質調査結果では、断層などを確認していませんが、実際に構造線などの断層が存在し、そのトレンチ調査や反射法などによる断層調査が必要となった場合は、市側の対応とするとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後、貸与資料等から確認できない断層等の存在が確認された場合には、市のリスクとして対応します。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
77	要求水準書	事前調査業務について	13	第3	1	(1)	③	事前調査業務内容に「縦断面図及び横断面図」の作成とありますが、作図の位置、箇所について市より指定はありますか。	位置についての指定はしませんが、設計、工事管理に必要な位置について作成してください。
78	要求水準書	地中埋設物の立ち合いについて	13	第3	1	(2)		地下埋設調査について、必要に応じて埋設位置確認のため市の職員が立ち会うとあるが、必要となるケースをお教えてください。	遺跡が発掘された場合等が該当しますが、これに限らず必要と判断した場合には市の職員が立ち会うこととします。
79	要求水準書	地下埋設物について	13	第3	1	(2)		「既存の貸出図面は、現況を必ずしも正確に反映できていないため、現況との整合の確認等、設計・建設業務に必要な情報を得るための現地調査を十分に行うこと」とありますが、現況の確認を行った結果、資料と齟齬が出た場合は設計変更協議に応じていただけると理解してよろしいでしょうか。	齟齬の内容によって、市が判断します。
80	要求水準書	地質調査について	13	第3	1	(3)		構造線の詳細な調査などを対話として、特に調査から判定に至るまでに長期の作業時間を要するトレンチ調査や電気探査調査は想定しないことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
81	要求水準書	事前調査業務について	14	第3	1	(5)		工事に関して必要な調査は実施しますが、開示いただいた資料においてPCB、アスベスト、土壌汚染の有無やその量など確認できるものはありませんでした。入札は、PCB、アスベスト、土壌汚染が無いものとして実施し、調査により発見された場合は費用や工期への影響は貴市リスクとして対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
82	要求水準書	説明会対応等	14	第3	1	(5)	⑩	上ヶ原浄水場の再整備については地元自治会等への事前説明は行われていますか。されている場合にはその範囲を教えてください。説明会を開催する時期、対象範囲を教えてください	地元自治会等への事前説明は現段階で実施していませんが、事業契約書（案）第44条第2項に示しているとおり、上水施設の設置及び関連工事に関する事前説明を今年度中に実施する予定です。対象範囲については、今後関係機関と調整予定です。
83	要求水準書	説明会対応等	14	第3	1	(5)		建設工事を行う上で必要に応じて⑩説明会対応等とありますが、工事の実施に係るもので、設計内容に係るような要求水準（及びそれに対する質問への回答）や提案内容の変更にあぶようなことは市側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	原則ご理解のとおりです。但し、市と事業者の協議事項となります。
84	要求水準書	各調査業務について	14	第3	1	(5)		12項目の事前・事後調査業務の項目が挙げられてますが、特に①、③、④～⑧について具体的な調査内容についてご教示願えますでしょうか。また、現状貴市にて調査された結果があればご提示願います。	調査内容は以下をご参考ください。なお、市が実施した調査については、貸与資料のとおりです。 ①周辺の状況の把握 ③特定施設設置許可に必要な調査 ④用地境界での騒音・振動等を把握 ⑤臭気・悪臭等の把握 ⑥生活道路等のピーク時間、通行台数等把握 ⑦周辺家屋のクラック等の目視、傾き等を把握 ⑧通行者のピーク時間等を把握

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
85	要求水準書	設計業務における撤去について	15	第3	2			設計業務における撤去対象は、「様式7-8主要撤去構造物」に記載するものとし、その設計に関する内容は、事業者の裁量による理解してよろしいでしょうか。	撤去対象については、様式7-8に記載ください。撤去対象の設計については要求水準書に記載に従って事業者にて実施してください。
86	要求水準書	設計業務	16	第3	2	(2)	① 表3-2	構造物撤去に関し、残置した部分の構造物を起因とするリスクは事業者とすることですが、廃掃法での監督官庁との協議により、残置予定の構造物を撤去することとなった場合の費用負担も含むと考える必要があるでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	16	第3	2	(2)	① 表3-2	構造物撤去について、「残置した部分の構造物を起因とするリスクは事業者とする」とありますが、上部地盤の沈下など技術的なリスクは事業者側としても、廃掃法などの法的な追加対応リスクは市側との理解でよろしいでしょうか。	No. 86の回答をご参照ください。
88	要求水準書	構造物撤去について	16	第3	2	(2)	① 表3-2	撤去対象構造物については、原則G.L-1.5m程度まで全て撤去とありますが、西宮市の行政指導及び計画上G.L-1.5m以下にある構造物の撤去が必要となった場合の撤去費用については市負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 86の回答をご参照ください。
89	要求水準書	分界点の標高について	16	第3	2	(2)	① 表3-2	沈殿池について、事業予定地と市との分界点において、Ko. P+105.46m以上のWLを確保することとありますが、この標高は貸与資料の「1.地質調査結果」と「4.現況測量図」のどちらを正しいと考えて設定すれば良いでしょうか。	貸与資料「4.現況測量図」で設定してください。
90	要求水準書	各施設の要求水準について	16	第3	2	(2)	① 表3-2	「構造物は、事業期間終了後も設備を適宜更新しながら継続使用できる耐久性を有すること」とありますが、構造物を貴市へ引渡した後の責は貴市に帰属すると考えております。従いまして、「継続使用できる」期間は貴市にて適切なメンテナンスを実施した上での法定耐用年数であると理解してよろしいでしょうか。	事業期間終了後の構造物のメンテナンスは市の責任で行う前提で、法定耐用年数を満たす耐用年数をご提案ください。
91	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	16	第3	2	(2)	① 表3-2	土木構造物と建築構造物の選定について、事業者選定後に指導課との協議により建築構造物として担うなどの変更が発生した場合には、市側のリスクと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	変更が生じた場合、具体的内容に即して両者で対応を協議していくことになります。
92	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	16	第3	2	(2)	① 表3-2	項目欄の構造物の要求事項欄に、「上水施設等については、水密性構造物であるため、クラックの抑制等に配慮すること」とありますが、このクラックについては、コンクリート標準示方書を参考に、水密性確保を目的として、0.2mm以上のクラック幅を対象と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、コンクリート標準示方書 水密性に対するひび割れ幅の設計限界値（一般の水密性を確保する場合）以下で制御ください。
93	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	16	第3	2	(2)	① 表3-2	項目欄の配置の要求事項欄に、「ユニバーサルデザインに配慮し」とありますが、例えば、階層式の構造とした場合、見学者対応として、エレベーターの設置までは計画しないことよろしいでしょうか。	エレベーターの設置は要求しておりませんので、設置が必要と判断された場合はご提案ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案	
			頁	章	節	項				
94	要求水準書	薬品注入等の設計について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	薬品注入棟は「他の建築構造物との合棟、分棟は提案による」とありますが、限られた事業エリア内に新型インフルエンザ対策として大容量の貯槽を配置せねばなりません。そのため、事業エリア内での分散配置を含めて事業者側で配置検討の上、提案するものとなりますが、劣化対策が必要な次亜塩素ナトリウム以外の薬品については防液堤を設けて屋外配置も可能と考えますが、よろしいでしょうか。	前段については、新型インフルエンザ蔓延期に、別の方法（仮設タンクの設置や、流通ルートを確認するなど）で必要容量を確保できる場合に限り、大容量の貯槽を配置する必要はありません。後段については、ご理解のとおりです。
95	要求水準書	分界点の標高について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	浄水地について、事業予定地と市との分界点において、Ko. P+106.00m以上のWLを確保することとありますが、この標高は貸与資料の「1.地質調査結果」と「4.現況測量図」のどちらを正しいと考えられて設定すれば良いでしょうか。	貸与資料「4.現況測量図」で設定してください。
96	要求水準書	各施設の要求水準について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	管理棟のバリアフリー対応は事業者提案でよいと理解してよろしいでしょうか。また、見学者用の駐車場の設置や研修室の収容人数も事業者提案でよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書別紙10を参考に提案ください。
97	要求水準書	各施設の要求水準について (土木・建築構造物設計)	17	第3	2	(2)	①	表3-2	「平常的に行う、ろ層の洗浄時については、計画一日最大処理水量を確保できる構成とすること」とありますが、ろ材更生やメンテナンス時における処理水量についてご教示願えますでしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。
98	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の浄水池とは土木構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	当該項目は土木・建築構造物の設計について示したものです。必要に応じて土木構造物と建築構造物をご提案ください。
99	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の排泥池とは土木構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。
100	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の濃縮槽とは土木構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。
101	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の管理棟とは建築構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。
102	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の薬品注入棟とは建築構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。
103	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の電気棟とは建築構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。
104	要求水準書	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の脱水機とは建築構造物と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No. 99の回答をご参照ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案	
			頁	章	節	項				
105	要求水準書	機械設備設計の要求水準	18	第3	2	(2)	②	表3-3	完全クローズドシステムとして考えているため、洗浄排水については全量返送を基本とすると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
106	要求水準書	機械設備設計の要求水準	18	第3	2	(2)	②	表3-3	排水池について、「上澄水は全て上水施設の着水井に返送する」とありますが、上澄水と記載された意図がありましたらご教示ください。排水池に濃縮機能を持たせる必要があるかご教示願います。	排水池による沈降分離について指定したのではなく、排水池に濃縮機能は特に必要ありません。
107	要求水準書	粒状活性炭設備について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	粒状活性炭の交換頻度について、原水水質により大きく変動が予想されます。提案書内で、貴市提示条件から想定した活性炭交換頻度の提案とその根拠の考察を行いますので、提案書で規定した交換頻度を上回る交換が必要となった場合は、精算対象として頂けませんでしょうか。	粒状活性炭の交換頻度については、市が示している「想定する原水水質」及び「平均水質」に著しい乖離が発生した場合を除き、原則実施しません。なお、提案書内で、活性炭交換頻度の提案とその根拠の考察を行うことは妨げません。
108	要求水準書	原水の採水について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	要求水準書で過去10年の原水水質データと貸与資料で千苅浄水場の水質データを開示して頂いていますが、要求される水質を満足し維持管理費用を抑えた提案を行うためにも原水サンプリングによる処理試験の実施を許可願います。	希望する事業者を対象に、原水サンプリングによる処理試験の実施を許可します。但し、千苅浄水場の維持管理作業の妨げにならないように配慮・調整するとともに、多数の希望者が出た場合は、日程等に制約が入ることがあります。希望者は、当回答後、希望者は7/19までに下記アドレスまでその旨をお伝えください。 (電子メールアドレス： uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp)
109	要求水準書	各施設の要求水準について (機械設備設計)	18	第3	2	(2)	②	表3-3	「平常的に行う、ろ層の洗浄時については、計画一日最大処理水量を確保できる構成とすること」とありますが、ろ材更生やメンテナンス時における処理水量についてご教示願えますでしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。
110	要求水準書	脱水設備について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	脱水能力(含水率70%以下)とありますが、要求水準書P. 33に廃棄物受け入れ基準を満足するように管理することもあります。本事業では原水から発生する汚泥において脱水処理試験が実施できないため含水率70%以下が確実に確保できるか分からない状況です。そのため、含水率70%以下の扱いについて確認させてください。含水率70%以下は目標値であり、廃棄物受け入れ基準を満足できていれば、減額ポイントはカウントされないという理解でよろしいでしょうか。	含水率70%以下は基準値のため、減額ポイントの対象となります。含水率70%以下となるよう必要な処置を施してください。
111	要求水準書	薬品の注入率について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	平成31年4月22日の「要求水準(素案)に対する質問・意見への回答」の通り、PAC、苛性、次亜の薬注率については事業者で設定するとなりましたが、設定のための参考として、千苅浄水場における年間薬品消費量(搬入量)及び年間給水量をご教示願います。	貸与可能ですので、当回答後、希望者は7/19までに下記アドレスまでその旨をお伝えください。(E-mailにてデータを送付します。) (電子メールアドレス： uegahara_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp)

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案	
			頁	章	節	項				
112	要求水準書	各施設の要求水準における無停電電源装置について	19	第3	2	(2)	③	表3-4	「消防・非常用電源用として3時間以上の容量とする」とありますが、建築・機械設計にて、本無停電電源装置からの電源供給を必要としない場合は、この限りでは無いと理解してよろしいでしょうか。 (非常用照明機器がバッテリー内蔵型である場合など)	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	各施設の要求水準におけるテレメータ設備について	20	第3	2	(2)	③	表3-4	本事業との取合い点は、全て工水受電設備棟電気室のテレメータ外線接続箱1面のみであると理解してよろしいでしょうか。 また、その接続箱の配置図を開示願います。さらに、この配管配線工事のルートが、工水事業と本PFI事業の境界を跨ぐルートとなっても問題ないと理解してよろしいでしょうか。	取合い点は、全て工水受電設備棟電気室のテレメータ外線接続箱とします。 配置図は貸与資料に記載しています。 配管配線工事のルートは、工水施設の事業と本事業の境界を跨ぐルートとなります。
114	要求水準書	外構	20	第3	2	(2)	④	表3-5	神戸市管理区域と事業予定地との境界にはフェンス等を設置とありますが、人や車の出入りできる門扉(常時閉)などを設置してもよろしいでしょうか。この事業予定地の範囲は貸与資料3. 事業予定地境界図を正とすればよいでしょうか。	前段については、電気事業法に定められた別系統で受電する場合の範囲の考え方に基づいて、判断ください。後段については、ご理解のとおりです。
115	要求水準書	外構	20	第3	2	(2)	④	表3-5	入出場門は、神戸市管理区域と区分し、とありますが、貸与資料3. 事業予定地境界図を正とすると、道路(西宮市道)境界部の一部が神戸市管理区域を通らないと出入口を造れないようになっていきます。道路出入口は神戸市管理区域にあっても門扉が事業予定地内にあつてフェンスで囲って管理区分を明確化できればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	設計に伴う各種申請等の業務	20	第3	2	(3)			市が行う各種申請の添付資料等の作成支援とありますが、具体的に市が行う各種申請内容、資料作成をご教示ください。	浄水方法の変更に該当した場合、市が変更認可申請が伴いますので事業者は作成支援を行ってください。その他、市が行う申請等が発生した場合についても同様です。
117	要求水準書	工事全般	21	第3	3	(1)			本事業は場内における他の関連工事と並行して施工される予定であることから、関連工事を含めた説明を近隣住民から求められた場合は、貴市主催で地元説明会を実施すると考えてよろしいでしょうか？	他の関連工事に関する説明を求められた場合は、その内容に応じて市が説明を行います。
118	要求水準書	工事全般	21	第3	3	(1)			「事業者は、着工に先立ち、近隣調査等を十分に行い、近隣住民等の理解と協力を得て円滑な進捗を図ること」とありますが、事前に市の確認を得た設計図書において、住民の要望により、例えば、構造物や設備の仕様・形状変更、何らかの工事項目の追加などの大きな工事変更については市側のリスクと考えてよろしいでしょうか。	住民の要望により事業条件の変更が必要と市が判断した場合には、市のリスクとします。
119	要求水準書	周辺住民への配慮	22	第3	3	(2)			搬出入車両に関し、貴市から現在制限台数の指定がございません(無制限)。周辺住民から車両台数に関する制約を受けたことにより事業費の増大、工期の遅延が起こった場合は、貴市提示の前提条件の変更として扱い、貴市との協議の上、事業費の変更、工期の変更が行われるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
120	要求水準書	排水の処分先	22	第3	3	(3)		場内には仁川への排水管（Φ600）がありますが、利用は可能でしょうか。	利用可能ですが、用途や放水量・水質については市やその他関係機関に事前協議を行ってください。なお、既存施設のバルブ等の操作は市が行います。
121	要求水準書	試運転業務	22	第3	3	(3)		「試運転に際して発生する排水及び汚泥は、原則として事業者が自らの負担により処理し、または処分する」とありますが、例えば、既設の洗浄排水池などの施設を使用させていただくことは可能でしょうか。	既施設についての使用は試運転計画立案の際に市と協議してください。但し、工水施設の使用は、処理運転の支障になる恐れがあるため、原則は認められません。
122	要求水準書	完成図書及び各種申請図書の作成	22	第3	3	(5)		建築確認申請図書とありますが、既存建築物および工作物の申請上の扱いについては市の責任で行うとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る申請手続き以外に本事業に関連して既存建築物及び工作物に係る申請（その他各種申請）が必要な場合、市が所有している関連資料があれば、資料を貸与しますので確認申請とあわせて必要な手続きを事業者にて実施してください。
123	要求水準書	住民対応	22	第3	3	(2)		「事業者は本工事に関して市が行う地元説明や関係自治体への説明等の補助や資料作成を行うこと。」とありますが、貴市が行う地元説明や関係自治体への説明等の内容が、要求水準を超過した苦情等に基づくものである場合、係る対応費用は貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	生活環境	23	第3	3	(7)		「周辺の生活環境（騒音、振動、臭気、通行等）に配慮すること。」とありますが、基準値は特に定められていないと理解してよろしいでしょうか。	当該地域の用途や関係機関の条例等を踏まえて、基準値を判断してください。
125	要求水準書	工事監理業務	23	第3	4	(1)		工事監理業務については、「市の技術基準に基づき」との記載がありますが、この技術基準について神戸市水道局として用いられている水道特性の仕様がございましたら、開示願います。また同水準の監理とは、週1回の重点監理で対応できる内容でしょうか。現在の市で用いられている工事監理内容と頻度についてご教示願います。	技術基準等については、要求水準書P9～4適用する仕様書等に記載しております。それらの監理方法や頻度については、立会い等現場臨場が必要な工種によって異なりますので、事業者の判断により、業務実施計画書を作成ください。
126	要求水準書	運転管理業務について	25	第4	3	(1)	②	通常操作において発生する送水量の誤差について、より具体的にご教示願えないでしょうか。	バルブ開閉時間によるタイムラグや浄水池水位による通常操作において発生する送水量誤差を想定しています。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
127	要求水準書	運転管理業務について	25	第4	3	(1)	②	<p>導水量の調整は貴市が実施し、事業者は導水路上の管理点での水位を許容範囲で保つとあります。そのため、浄水場内に調整用の自動弁を設けることを考えていますが、別紙2において貴市にて整備される浄水池の出口にも流量調整機構が設けてあります。</p> <p>処理プロセスの滞留時間と浄水池の滞留時間を考えると処理プロセス内の滞留時間の方が長く、原水流量を調整しても、一定時間は調整前の水量が浄水池に流れ込むことが想定されます。浄水池の水位を許容範囲に保つように管理を実施しますが、方が一を想定して浄水池から流出渠へのオーバーフローの設置を希望します。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p> <p>浄水池のオーバーフローについては阪神水道企業団の施設にて検討を行います。</p>
128	要求水準書	浄水処理設備の運転管理について	25	第4	3	(1)	②	<p>導水路上の別途指示する管理点での水位を許容範囲内に保つよう事業者側で調整する事とありますが、「許容範囲内」についてご教示願います。</p>	<p>要求水準書P8のとおり、接合井水位がHWL～LWLの範囲内に保つよう調整してください。</p>
129	要求水準書	浄水処理設備の運転管理について	25	第4	3	(1)	②	<p>「市の指示に応じた水量を時間変動なく送水するように運転を行う。」とあります。また、神呪量水池の整備案、p5の運転管理業務本文に、「市が指示した水量を時間変動なく送水する事は困難である」との記載があります。神呪量水池の整備案の記載内容が正しいとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>整備案の記載内容は、本事業で求める小規模浄水池又は浄水渠の能力次第では、時間変動なく送水する事は困難であることが想定されるため、市が設置する浄水地下流で水量管理を行うと認識ください。</p>
130	要求水準書	運転管理業務	25	第4	3	(1)	②	<p>「導水路上の別途指示する管理点での水位を許容範囲内に保つよう」とありますが、本PFI事業として敷地内に設ける弁の開度を調整すると理解してよろしいでしょうか。具体的には、別紙8「上ヶ原浄水場 データー一覧表」で示された水位を受けて、その弁開度を調整するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
131	要求水準書	運転管理業務	25	第4	3	(1)	②	<p>「送水量は、契約後別途指示する電動弁（市が整備する浄水池下流を予定）を操作して調整することとし、」とありますが、この信号の接続箇所は、工水受電設備棟電気室のテレメータ外線接続箱1面のみであると理解してよろしいでしょうか。具体的には、別紙8「上ヶ原浄水場 データー一覧表」で示された水位を受けて、その電動弁開度を調整するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
132	要求水準書	報告書記載内容	27	第4	3	(3)		<p>「報告書記載内容については、市と協議のうえで決定すること。」とありますが、運営開始後に貴市からの要求で項目追加を行った場合は、当該追加に要する費用を請求可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>市が要求水準の達成状況及び提案内容の履行状況に関するモニタリングをするうえで必要となる項目については、運営開始後に追加で報告を求める可能性がありますますが、その報告に要する費用は事業者負担とします。</p>
133	要求水準書	業務実施報告書	27	第4	3	(3)		<p>報告書の様式や提出方法は事業者提案であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
134	要求水準書	運転管理業務について	28	第4	3	(4)		<p>受託水道業務技術管理者はSPC内に配置しますが、水処理浄水施設管理技士1級を取得した人員は、構成企業内に配置することでよいでしょうか。</p>	<p>SPC内あるいは維持管理業務を実施する構成企業内に配置してください。</p>

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
135	要求水準書	運転管理体制	28	第4	3	(4)		「受託水道業務技術管理者を1名専任で配置し、」とありますが、必ずしも現場常駐を求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、事業契約書(案)第64条3をご参考ください。
136	要求水準書	運転管理体制	28	第4	3	(4)		「水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上専任で配置し、現場にて従事させること。」とありますが、現場従事者として運転管理体制に組み込むことが求められており、常時常駐までは求められていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	保守点検業務	28	第4	4	(1)		②日常点検業務及び③定期点検業務の実施頻度は事業者提案であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書	修繕業務	29	第4	4	(2)		修繕計画の内容及び頻度を変更した場合でも修繕費の変更や清算は行われないと理解してよろしいでしょうか。	No. 32の回答をご参照ください。
139	要求水準書	施設公開業務	32	第4	9			地元小学生を対象とした場内見学会の実施は神戸市管理区域(既設上水施設)から徒歩と思われるが、そのための通用門のようなものが必要でしょうか。それとも車での移動を考慮して事業予定地内(上水施設)の管理棟の前や横にバスや身障者が駐車できることでよろしいでしょうか。	前段については、神戸市管理区域(既設上水施設)と、事業者管理区域の通用門については、電気事業法の制約を考慮してご提案ください。後段については、特に見学者対応用の駐車スペースは必要ありませんが、平常時の来客用のスペースは数台分確保してください。なお、見学会実施時の入場ルート等については、見学者の安全確保に配慮した上で適切なルート等を見学者と協議の上、設定ください。
140	要求水準書	施設公開業務	32	第4	9			事業者側管理範囲の説明・対応(安全管理含む)を行うとありますが、対象は、今回対象範囲内のみで、既設工水エリアは対象外との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
141	要求水準書	見学者対応	32	第4	9			「全施設を施設公開の対象範囲とすること。」とありますが、ここでいう「全施設」とは事業者が新設した上水施設を示し、それ以外の施設は対象外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	見学者対応	32	第4	9			事業者が対応する見学者対応は地元小学校のみを対象としたものであり、その他の見学者については貴市にて対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者による見学者対応は地元小学校のみならず、その他の見学者への対応も含まれます。
143	要求水準書	保安業務	32	第4	10			「異常時には事業者が対応するとともに速やかに市へ報告すること。」とありますが、異常の内容によっては事後報告となることもお認めいただけますでしょうか。	緊急な対応が必要な場合は、市への報告は事後となることを認めます。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
144	要求水準書	建築物・土木構造物の清掃	32	第4	11	(1)		導水トンネルの堆積物や付着物が浄水場に流れ込んだ場合、原水水質への影響が無視できないと考えているため、トンネルの清掃などの管理業務は対象外（市側の責務）との理解でよろしいでしょうか。	事業予定地外（別途市が整備する浄水地を除く）の施設については、維持管理業務の対象外となります。
145	要求水準書	事業終了後の引継ぎ業務	33	第4	13	(1)		事業者が計画した一定周期の定期修繕及び消耗品等交換は、事業終了後の16・17年目に該当する場合の定期修繕及び消耗品等交換は貴市との理解でよろしいでしょうか。	16・17年目の修繕等の計画の実施については、本事業の範囲には含まれません。
146	要求水準書	浄水汚泥等の処分業務	33	第4	12			原水水質に起因して廃棄物受入基準を満足できない場合のリスクは貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか	原水水質の変動に起因して発生汚泥が廃棄物受入基準を満足できないことを事業者が立証した場合には、発生した追加費用や損害について、合理的な範囲で市が負担することとします。
147	要求水準書	対象施設の引渡し	33	第4	13	(1)		「事業期間終了後2年以内に更新を要することのない状態で施設等を引き渡すこと。」とありますが、民間事業者の帰責事由以外の事由により2年以内に更新が必要となった場合は、当該リスクを貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書別紙1	ユーティリティ調達						運転管理業務に必要な電気・ガス・水道・電話回線等のユーティリティについては貴市から分岐供給されるのではなく、事業者自ら調達する必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書別紙2	3期13の断水について	1	1				令和3～9年に3期13構成により断水を行うとあります。運転開始（令和7年）から9年までは浄水量40,000m ³ /日とありますが、浄水池出口の制御に関しては運用開始以降変更なく、少ない水量を送水すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年から9年までは40,000m ³ /日、それ以降は60,000m ³ /日を送水する計画です。
150	要求水準書別紙2	神呪量水池（浄水池）に関するPFI事業者の業務	6	7				表中の○と△について、定義をご教示願います。	○は当該業務の主たる担い手を指し、△は当該業務の部分的な担い手を指します。
151	要求水準書別紙2	PFI事業者の責務	6	7				表中の△が示す内容をご教示願えますでしょうか。	No. 150の回答をご参照ください。
152	要求水準書別紙4	要求水準書別紙4、貸与資料4. 現況測量図1. 地質調査結果01報告書図4. 1 調査地配置図追加貸与資料工水施設イメージ図（CAD）						各資料で基準BM（上ヶ原NO.1）の高さに食い違いがあり、特にボーリングデータの各坑口のレベルが合っていないように思えます。 ①別紙4 千苜貯水池～上ヶ原浄水場間の施設情報 Ko. P+109. 662m ②4. 現況測量図 Ko. P+109. 662m ③1. 地質調査結果01報告書P21図4. 1 調査地配置図 Ko. P+105. 439m ④ 工水施設イメージ図 Ko. P+108. 584m ①と②は同じですが、③は4m20cm程度のずれが出ています。また、④とも1m程度ずれています。同じになるべきものですので整合した結果をお願いします。	No. 14の回答をご参照ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
153	要求水準書 別紙9	利用が可能な施工ヤード、仮置きスペース						既設の緩速ろ過池上部の利用を想定していますが、工事後の緩速ろ過池の構造的な補修などは工事対象としないことと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	損傷の規模（底部からの漏水が著しい等）によっては補修していただく場合があります。
154	要求水準書	その他意見						粒状活性炭の交換頻度をご教示願います。現在想定しているプロセスにおいて、ご提示いただいている原水水質での吸着能力を推定する事が出来ないため、リスクを見込むことになります。その結果、交換費用が莫大となると考えます。一旦、事業範囲外として頂き、建設期間中に貴市と共同で、交換周期について検証行っただうえで、別途SPCにご発注頂けないでしょうか	前段については、回答No. 65及び回答No. 108のとおりです。後段については、粒状活性炭の交換費用も含めて本事業範囲とします。
155	落札者決定基準	提案審査	5	第3				ヒアリングの実施については、図表2の基礎審査の実施後で定性的評価の実施前に行うと考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングは、定性的評価を確定する前に実施します。
156	落札者決定基準	提案審査	5	第3				ヒアリングにおける質問が要求水準で示された事項より高度な内容であった場合、失格はないと考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングにおける質疑回答で、明らかに要求水準未達が疑われる回答をしない限り、回答内容によって失格になることはありません。
157	落札者決定基準	定量的評価（価格要素審査）の定量化方法	6	第3	4	(1)		価格上限についての記載はありますが、下限についてはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	落札者決定基準	施設再整備に関する項目	8	第3	4	(2)		「No. 8 機械設備設計」の項目に、「機器仕様における長寿命化への配慮」とありますが、非価格要素となる内容とはどのようなイメージを持たれているのか、ご教示ください。	機器の設計面で、長期間の維持管理を見据えた設計上の工夫についてご記載ください。
159	落札者決定基準	施設維持管理に関する項目	9	第3	4	(2)		「No. 17 災害・事故時の対応」の項目欄に「特徴的なリスクへの対応策」とありますが、保険での対応を記載した場合、非価格要素として認められますでしょうか。	保険での対応の提案については妨げません。
160	落札者決定基準	提案内容の位置づけについて	10	第4	4			本事業では、提案時点で設計が完了していないため、提案内容をそのまま求めるものではないとありますが、総合評価一般競争入札方式ですので、提案内容で入札することになります。そのため、入札説明書等を遵守できているにも関わらず提案内容からの変更があった場合、金額の変更が必要になると理解しています。そのため、提案内容を可能な限り具体化し、提案時点の条件を明確化することを考えています。そのような理解でよろしいでしょうか。	原則として、契約締結後、契約金額の変更は行わないこととします。ただし、設計業務の段階で市の要請により提案内容から大幅な変更があり、事業費に大きく影響することとなった場合には、協議のうえ対応を検討します。
161	落札者決定基準	提案内容の位置づけについて	10	第4	4	(1)		事業者選定評価委員会が提示した意見について、事業の内容に反映させるために可能な限り配慮しなければならずとあります。入札説明書等に示される以上の内容を求められた場合、事業内容に反映する内容は、費用の変更が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 22の回答をご参照ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
162	落札者決定基準	事業者選定評価委員会の意見の扱い	10	第4	4	(2)		この内容について、事業契約書（案）のどの部分に記載が示されているか、ご教示ください。	基本協定書（案）第3条に基づき、事業者選定評価委員会が提示した意見も踏まえて市の要望を提示し、協議することとします。
163	落札者決定基準	事業者選定評価委員会の意見の扱い	10	第4	4	(2)		金銭面で対応が実施できない意見については、配慮ができないと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	可能な限り配慮することを求めますが、対応の可否については事業者にてご判断ください。
164	様式集	入札参加表明書の添付資料について	19	様式2-10				様式2-10の添付資料は複写したもので良いでしょうか。	写しと記載がないものについては原本を提出してください。
165	様式集	復代理人	35	様式4-4				復代理人は必ずしも選任しなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	様式集	地元企業	43	様式6-4				地元企業とは、神戸市内に本店・支店・支所・営業所等を設置する企業を示すと理解してよろしいでしょうか。また、地元企業の活用は必ずしも一次下請に限らず、二次下請・三次下請も含まれると理解してよろしいでしょうか。	前者についてはご理解のとおりです。後者については、地域又は神戸経済に貢献する範囲で、地元企業活用方法を自由にご提案ください。
167	様式集	地元企業	43	様式6-4				神戸市外で製造され、地元企業から購入した資機材等も評価対象となると理解してよろしいでしょうか。	地域又は神戸経済に貢献する取り組みを地域貢献と評価します。
168	様式集	SPCの出資構成について		様式7-1				（出資比率の変更が認められた場合）変更前後の記載方法をご教示ください。	同じ書式にて、変更前と変更後の出資構成をそれぞれ記載して提出することとします。
169	基本協定書（案）	有効期間について						本基本協定の有効期間について規定されておりませんので、ご教示願えますでしょうか。	本基本協定締結の日から、事業契約書の終了日までとします。
170	基本協定書（案）	当事者の義務	3	第3条	2項			市の要望事項を市及び最優秀提案者間で協議し、合意した事項について事業者を引き継がせ、事業契約に反映させなければならないとありますが、入札説明書等に示される内容以上の要望である場合、追加費用が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	市の要望の内容に応じて協議することとします。
171	基本協定書（案）	株式譲渡	4	第5条	1項			設計・建設段階から維持管理段階に移行するに当たり、代表企業を除く出資企業の株式保有割合の変更を行うことも検討しています。その際、市の承諾を申請しますが、構成企業間の出資変更については、基本的にお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	各出資企業の株式保有割合の変更については、基本協定書案第5条第1項のとおり、市の承諾事項となります。承諾に際しては、市にて、代表企業以外の出資企業の株式保有割合の変更の理由を勘案して承諾の是非を検討しますので、認めることを前提としているわけではありません。
172	基本協定書（案）	業務の委託等	4	第6条	1項			本条は、あくまで事業者が自ら業務を行うのではなく、構成企業又は協力企業が業務を実施する、との理解でよろしいでしょうか。1行目「事業者をして、」との表現は自ら請負と係るように読めるため、不要ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者が委託者・発注者、構成企業・協力企業が受託者・請負者である旨の記載ですので、原案のとおりとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
173	基本協定書 (案)	業務の委託等	4	第6条	2項			本条は、協力企業が業務を担うことの確認の条文との理解でよろしいでしょうか(6条1項と別にあえて条文とした意図がありましたらご教示頂けると幸いです)	ご理解のとおりです。第6条第1項は事業者と構成企業間の法律関係、第6条第2項は構成企業と協力企業間の法律関係となります。
174	基本協定書 (案)	引用条文について	5	第7条	4項			引用されている独占禁止法と刑法の条文が番号違いと思われ、これらの法律に該当条文がないものもあるため、ご確認願えますでしょうか。	誤記のため修正します。
175	基本協定書 (案)	事業契約不調の場合の処理	6	第9条				最優秀提案者及び事業者に帰責事由がないにもかかわらず、事業契約の締結が市議会で承認されない場合、係るリスクは貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	第9条のとおり、費用は事業者と市の各自の負担とします。 なお、事業契約の締結は議会の承認事項ではありません。
176	基本協定書 (案)	秘密保持	7	第10条	3項			情報公開請求を受けた場合、「非公開とされるべき情報」と「市が」思料する場合に協議となっていますが、そもそも非公開対象情報とされるべきかは、事業者側との調整が必要です。情報公開請求があった毎に、その旨事業者に通知頂き、都度協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	神戸市情報公開条例に則って対応します。
177	基本協定書 (案)	契約書の通数	7					2通となっておりますが、出資企業や構成企業については、原本を保持すべきと考えますので、通数について変更頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
178	基本協定書 (案)	株式譲渡 (別紙1・出資者誓約保証書の様式)	11	第4条				設計・建設段階から維持管理段階に移行するに当たり、代表企業を除く出資企業の株式保有割合の変更を行うことも検討しています。その際、市の承諾を申請しますが、構成企業間の出資変更については、基本的にお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 171の回答をご参照ください。
179	事業契約書 (案)	秘密保持	8	第4条	3項			情報公開請求を受けた場合、「非公開とされるべき情報」と「市が」思料する場合に協議となっていますが、そもそも非公開対象情報とされるべきかは、事業者側との調整が必要です。情報公開請求があった毎に、その旨事業者に通知頂き、都度協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 176の回答をご参照ください。
180	事業契約書 (案)	乙に対する支払	9	第8条	2項			公平の観点から、相殺は、甲からの片務ではなく、甲乙双方向から可能とさせて頂きたくお願いします。	原案のとおりとします。
181	事業契約書 (案)	規定の適用関係	11	第11条	2項			図書の優先順位について、「本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案」とありますが、要求水準書は入札説明書の別添書類であるため、「入札説明書(要求水準書を除く)」と理解してよろしいでしょうか?	第11条第2項に記載のとおりです。
182	事業契約書 (案)	責任の負担	11	第12条				実施方針P15「第3 1 (2)予想されるリスクと責任分担」において別紙2リスク分担表(案)が示されていますが、事業契約書(案)においてリスク分担表を添付されるご予定はありますでしょうか。	予定していません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
183	事業契約書(案)	業務受託企業の使用	12	第13条	4項			「業務受託企業の責めに帰すべき事由によるものであるか否かを問わず」となっていますが、貴市に当該問題の帰責がある場合に、事業者が一切の損失負担をするのは妥当ではありませんので、かかる場合においては本項の適用は無いものとの理解をしております。	本項は、業務受託企業の使用に関する一切の責任は事業者が負うことから、業務受託企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して発生した増加費用、損害及び損失も事業者が負うことと定めたものです。従って、市に帰責性のある、事業者が自ら採用した業務受託企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等は基本的に想定しておりませんが、近隣対策に関する第44条第2項等の他の条文が適用され、市が責任を負担する場合もあることはご理解のとおりです。
184	事業契約書(案)	業務受託企業の使用等	12	第13条	4項			本内容を要約すれば、乙は「増加費用、損害及び損失の一切を負担しなければならない」との内容であり、本契約で定めたリスク分担との優劣が不明となるため、削除頂くか、「本契約に別段の定めがある場合を除き」などの文言を付加いただけますでしょうか。	No. 183の回答をご参照ください。適用条文の明確化のため「本契約に別段の定めがある場合を除き」を加筆します。
185	事業契約書(案)	公租公課の負担	14	第19条	1項			本件はB T O方式で引渡後の租税負担のうち固定資産税、都市計画税などは甲負担との認識でよろしいでしょうか。その場合条文上の表現を修正いただけますでしょうか。(19条3項の別段の定めとするため)	固定資産税、都市計画税についてはご認識のとおりです。条文については、原案のとおりとします。
186	事業契約書(案)	不可抗力による措置	15	第22条	1項			後段付言箇所(「疑義を避けるために付言すると・・・」)の正確なご意図・想定する場面についてご説明願います。理論的に稼働可能であっても、その稼働に当たり平常時を超える過大な費用がかかる場合などの取扱い(貴市の費用負担等)を明確化する必要があると考えられます。	事業者は、要求水準書第3「2設計業務(2)③」に基づき、対象施設が稼働する場合には、浄水及び送水を行うものとします。過大な費用がかかる場合の取扱いについては、22条第3項に従い判断されます。
187	事業契約書(案)	第三者損害	16	第23条	1項			「通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等」については、貴市のリスク負担として頂きたいをお願いします。	原案のとおりとします。
188	事業契約書(案)	不可抗力による措置	16	第22条	3項			2行目「合理的な追加費用及び損害(額)」と4行目「本事業の継続に過分の費用を要する」場合とでは、前者は1%負担であり、後者は原則乙負担となっており、効果に違いがあります(別紙4、82条)。「本事業の継続に過分の費用を要する場合」に該当する場合の基準などがあればお示しいただけませんかでしょうか。	過分の費用について特に基準はございませんが、過分の費用を要する場合には、82条に従い、市は事業者と協議の上、第91条第1項、第94条第1項のとおり、協議が調わないとき又は事業者が本事業の継続を断念したときは各条項に規定する措置をとることができるものとします。
189	事業契約書(案)	不可抗力による措置	16	第22条	3項			2行目「別段の定めがある場合を除き」とありますが、本契約内での別段の定めをご教示いただけませんか。 ※不可抗力に関する条文は、22条3項但書のほかは各条文にて別紙4に従うとの内容が記載されているため、「別段の定めがある場合を除き」は不要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
190	事業契約書(案)	第三者に対する損害	16	第23条	1項			6行目「対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等」のリスクは、事業者では避けられない本事業自体に当然に内在するリスクであり、事業者側のリスクではなく甲側が負担すべきリスクではないでしょうか。甲がリスクを負担する内容に変更いただけませんか。	No. 187の回答をご参照ください。
191	事業契約書(案)	第三者に対する損害	16	第23条	1項			本条項の末尾において、「通常避けることはできない騒音・・・等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する。」とあります。この点、国交省から出されている「公共工事標準請負契約約款」では、通常避けることができない騒音等に起因する損害は発注者の負担とされており、本条項は逆の負担になっておりますが、誤記でしょうか。誤記でない場合、かかる負担が受注者負担となる理由をご教示願えますでしょうか。	No. 187の回答をご参照ください。 本事業における対象業務の履行主体は事業者となります。
192	事業契約書(案)	成果物及び浄水施設の利用及び著作権	17	第26条	全般			成果物等につき、「甲の裁量により」利用する権利及び権限、とありますが、これらに化体する知的財産権を甲に譲渡するものではなく、また、その利用目的については、当該浄水施設の運営・維持管理に限定されるものとの理解です（図面等を他目的で流用すること等は含まない）。また、公表・開示等に当たっては、秘密保持条項に従い、事業者のノウハウ保護に十分留意頂けるものとの理解をしております。	ご理解のとおりです。
193	事業契約書(案)	成果物及び上水施設の利用及び著作権について	17	第26条	5項	(2)		上水施設に乙の実名または変名の表示を禁止されていますが、機器又は設備の納入メーカーとしての銘板の設置は実施しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	事業契約書(案)	第三者の知的財産権	17	第27条	2項			「乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず」とありますが、甲の指示による場合など甲帰責事由がある場合においては、本項の適用は無いものとの理解をしております。	第27条第1項に基づき、甲が指示した場合も、乙は第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に証明しなければいけません。したがって、甲の指示であっても、乙は損失、損害及び費用を甲に対して補償及び賠償し、甲が指示する必要な措置を行わなければなりません。
195	事業契約書(案)	統括マネジメント業務	19	第33条	2項			1行目の「統括業務」とは「統括マネジメント業務」と同義との理解でよろしいでしょうか。	統括マネジメント業務のうちの一つの業務として統括業務があります。要求水準書第2.1をご参照ください。
196	事業契約書(案)	事前調査業務について	20	第35条	4項			事業用地の土壌汚染や地中埋設物の存在が事業者に見えなかった場合に発生する費用の「合理的な範囲」とは、事前に公表された資料で土壌汚染や地中埋設物の存在が確認できなかったものについての対策費用との理解でよろしいでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
197	事業契約書(案)	要求水準書等の変更	22	第39条	2項			「変更が甲(貴市)の責めに帰す事由」とする中に「提示条件等の不備又は変更」とありますが、提示条件の中で規定されていない事項の内、本工事の事業費や工期に大きく影響する事項(住民要求による仕様の変更や工事車両台数の制限)については、事業者側では想定できないため貴市事由として変更協議に応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に規定されていない事項については、協議とします。なお、近隣対策については第44条のとおり、乙の責任及び費用で行うものとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
198	事業契約書(案)	要求水準書等の変更	22	第39条	3項			甲が定める変更案は終局的なものではなく、万一事業者側に不服がある場合は、別途紛争解決手段に移行できるものと理解しております。	ご理解のとおりです。
199	事業契約書(案)	同増加費用の負担	22	第40条	3項			甲が定める変更案は終局的なものではなく、万一事業者側に不服がある場合は、別途紛争解決手段に移行できるものと理解しております。	ご理解のとおりです。
200	事業契約書(案)	要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	22	第40条	3項			本条項の「第1項の場合、前項の規定にかかわらず、甲は、サービス対価Aの増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書等の変更をすることができる。」について、「代えて」とありますので、サービス対価Aの増額又は費用の負担がない又は一部ないと読めます。もっとも、当該文言に続いて、「この場合において、設計図書等の変更内容及び費用は、甲と乙が協議して定める」とございます。「代えて」というのは誤記であると理解してよろしいでしょうか。	甲は、サービス対価Aの増額又は費用の全部もしくは一部を負担する代わりに、設計図書等を変更できることを規定しています。よって、原案のとおりとします。
201	事業契約書(案)	要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	22	第40条	3項			本条項は、設計図書等の変更の話で（第40条第1項、第39条第1項）、変更内容等に関する当事者の協議期間を開始日から30日としております。他方、第39条第3項も要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更の話で（第39条第1項及び第2項）、変更内容等に関する当事者の協議期間を開始日から60日としております。同様の変更に関する協議と考えますが、協議期間が倍になるのはなぜでしょうか。	第39条は要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に関する規定です。第40条は変更に伴う増加費用に関する規定です。増加費用が発生する場合は、既に第39条に基づき一定の協議がなされた後になりますので、40条3項については30日としています。
202	事業契約書(案)	近隣対策等	23	第44条	1項			工事用車両の通行に関し西宮市地域担当課へ確認を行いました。 「市が台数制限を行うことはなく、地元との協議により決定する」とのご回答でした。車両台数は事業費や工期への影響が大きい事象と考えますので、地元との協議結果が提案時の想定よりコスト増大となる場合は、第44条2項を適用し追加費用を貴市にて負担願います。	No. 26の回答をご参照ください。
203	事業契約書(案)	近隣対策等について	23	第44条	2項			「上水施設の設置に関する」近隣住民等の要望活動は貴市負担とありますが、現時点で既に上水施設が設置されていますので、「上水施設の設置に関する」は「今回の再整備事業に関する」と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
204	事業契約書(案)	近隣対策等	23	第44条	2項			「上水施設の設置」に関するもので、その決定を行ったのは市であるため、3行目の「甲の責めに帰すべき事由に対する」の記述は不要と理解致します（甲が当該条件を提示したことについて、甲の帰責性を要件とするかのような誤解を産みうる）。	原案のとおりとします。
205	事業契約書(案)	近隣対策	23	第44条	2項			「乙に提示した条件」の該当箇所をご教示願います。	入札説明書等のうち、近隣対策に関する事項を指します。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
206	事業契約書 (案)	住民対応について	23	第44条	2項			「甲の責めに帰すべき事由に対する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を合理的な範囲で負担するものとし」とありますが、実施方針別紙2に記載の通り、「本施設の設置に関する住民反対運動等」による増加費用は甲にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
207	事業契約書 (案)	近隣対策等	23	第44条	3項			「前項以外は一切の事由」となっていますが、提案書において示した、工事計画の前提とする制約条件（合理的に想定したもの）について、近隣住民との協議の結果、当該想定より厳しい制約条件が課された場合の必要負担等の措置については、別途協議とさせていただきます。	原案のとおりとします。なお、発生事象次第では協議に応ずることは可能です。
208	事業契約書 (案)	工期の変更	24	第46条	3項			甲が定める工期は終局的なものではなく、万一事業者側に不服がある場合は、別途紛争解決手段に移行できるものと理解しております。	ご理解のとおりです。
209	事業契約書 (案)	環境汚染物質について	25	第50条				アスベスト、PCB、土壌汚染などの存在は入札説明書等で確認されませんので、本契約書の環境汚染物質に該当し、処理や処分に関して発生する増加費用は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、処理や処分により必要となる期間の影響で工期を延長しなければならない場合、延長を認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 10の回答のとおりです。工期の変更については第46条に従い判断されます。
210	事業契約書 (案)	環境汚染物質	25	第50条				当該汚染物質自体が開示されていたとしても、その存在量が多いなど、処理又は処分等に係る増が費用が過分になる場合などは、費用負担について協議させていただきます。	協議とします。
211	事業契約書 (案)	建設業務	26	第51条	3項			「必要な手続」の内容明確化が必要です。設計図書の承認が遅延し、建設工事着手が遅延した場合に納期延長が必要となる場合もあります。	第38条第1項のとおり、甲が確認し、受領日から30日以内に書面にて通知したことをもって手続完了となります。
212	事業契約書 (案)	甲による完成検査	29	第58条	3項			本条5項で乙が費用を負担する以上、3項は不要でないでしょうか。（責任が一切ないとの内容は、契約として公平性を欠くと考えます）	原案のとおりとします。
213	事業契約書 (案)	引渡し遅延の損害賠償金	29	第61条	1項			甲の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、「甲は、引渡日から起算して実際に上水施設が乙から甲に対して引き渡された日までに乙が負担した合理的な増加費用を負担する」とされています。この場合に乙が被る損害はこの期間中に発生するとは限らないため、「甲は、かかる引渡しの遅延により乙が生じた合理的な増加費用を負担する。」という趣旨の規定が一般的との理解です。本件もこのような内容の規定にしていけないでしょうか。（同条第2項は遅延日数に応じて損害金が算定される建付けになっていますが、第1項はそうではないため、期間を区切る必要はないと言えます。）	原案のとおりとします。

■ 上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
214	事業契約書 (案)	瑕疵担保	30	第62条	1項			瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、係る費用を貴市にてご負担いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
215	事業契約書 (案)	性能保証等	32	第66条	3項			「浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又は、その恐れがあるときは、……。これに起因して甲及び乙に発生した増加費用及び損害は、乙がこれを負担する。」と規定されていますが、「浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない」理由は乙の帰責事由による場合でない場合（原水の水質が悪い場合、不可抗力の場合など）も考えられるため、一律に乙負担ではなく、乙に帰責事由がない場合は甲負担であると理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。原水の水質が条件を満たさない場合は本条第4項、不可抗力の場合は第22条のとおりです。
216	事業契約書 (案)	性能保証等	33	第66条	4項、6項			原水水質、水量の要求水準未達の費用・損害については、実施方針のリスク分担で示されている通り、貴市が全て負担するとの理解でよろしいでしょうか。	原水水質が要求水準書で規定する範囲から逸脱した場合、原水水量が予定とおり供給されない場合についてはご理解のとおりです。
217	事業契約書 (案)	要求水準書等の 変更	34	第71条	1項			甲が定める変更案は終局的なものではなく、万一事業者側に不服がある場合は、別途紛争解決手段に移行できるものと理解しております。	ご理解のとおりです。
218	事業契約書 (案)	法令等の変更又は 不可抗力の場合の措置	38	第82条	1項			3行目「この場合において」に言うこの場合とは、「第91条又は第94条に規定する措置をとる場合」との理解でよろしいでしょうか。（乙が事業継続する場合には、22条3項により別紙4別紙5が適用され1%の事業者負担となるとの理解）	ご理解のとおりです。
219	事業契約書 (案)	法令等の変更又は 不可抗力の場合の措置	38	第82条	1項			4行目「本契約に別段の定めがある場合を除き」の別段の定めとは、85条1項、同2項、同3項、同5項、同8項にて甲が負担する場合、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	事業契約書 (案)	甲の解除権	38	第80条	1	(2)		貴市が本事業を継続する必要がないと判断したことによる本事業契約の解除に関し、当該解除と相当因果関係にある事業者の損害については貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	第80条第2項に基づく甲による解除の場合は、乙は、第90条第2項、第93条第2項の損害賠償請求権を有します。
221	事業契約書 (案)	法令等の変更	38	第82条				本事業はその性質上、条例、命令、規則、通達、行政指導、ガイドライン、判決、公的機関の定める規定・判断・解釈・措置等も適用され、またはこれらに大きく影響されるものですが、この契約で言う「法令等の変更」にはこれら条例等の変更も含まれると理解してよろしいでしょうか。	別紙1定義72をご確認ください。
222	事業契約書 (案)	法令等の変更	38	第82条				法令変更等及び不可抗力は事業者でコントロールすることが不可能です。従いまして、これらに係る損害、損失又は費用は乙の負担としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、No. 218の回答をご参照ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
223	事業契約書 (案)	違約金	39	第83条				乙は「サービス対価Bの残額の10分の1に相当する額」を違約金として支払うものとされていますが、過去5年間の類似事業（浄水場整備運営事業）6件のうち、5件で違約金の額が「当該事業年度におけるサービス対価の10分の1に相当する額」とされています。従いまして、本事業においても類似事業同様、「当該事業年度におけるサービス対価の10分の1に相当する額」としていただけますでしょうか。	違約金については、「当該事業年度の維持管理のサービス対価総額の10%以上」とします。
224	事業契約書 (案)	談合など不正行為の条文	39	第84条				本条で引用されている独占禁止法と刑法の条文が番号違いと思われるため、ご確認願えますでしょうか。	No. 174の回答をご参照ください。
225	事業契約書 (案)	事業期間終了以外事由 本契約終了時の事務	40	第85条	5項			本項は、維持管理期間中の終了が前提になっているとの理解で宜しいでしょうか（建設期間中の終了の場合は、係る性能保証が観念できないので）	建設期間中の終了も含まれます。
226	事業契約書 (案)	事業期間の終了時における乙の責務	41	第86条	2項			「修繕を要することのない状態」とありますが、引継ぎ後の原水条件等前提条件の相違、設備仕様や運転マニュアルに合致しない運転、施設整備不良等乙の責に帰さない理由により必要となった修繕については、本項の適用はないものと理解しております。また、消耗品については、当該期間内であっても甲の責任において交換が必要です。	原案のとおり、乙の責めに帰すべき事由によらない場合を除きます。
227	事業契約書 (案)	保全義務	42	第87条				「自らの負担で最小限の維持保全」とありますが、乙帰責の解除ではない場合は、費用負担を甲とすることが公平と考えられます。	原案のとおりとします。
228	事業契約書 (案)	関係書類の提出	42	第88条	2項			第26条の論点に同じです。利用目的の限定、及び事業者のノウハウ保護への留意をお願い致します。	留意します。
229	事業契約書 (案)	乙帰責事由 契約解除の効力	42	第89条	3項	(2)		精算対象が、「検査に合格した出来形」になっていますが、場合によっては、搬入済工事材料も甲に引渡した上で精算対象として、甲に引き継いだ方が合理的な場合も考えられます。具体的状況に応じて柔軟に協議させて頂きたく存じます。第90条、91条の該当項についても同じです。	搬入済工事材料については協議とします。
230	事業契約書 (案)	乙帰責事由 契約解除の効力	42	第89条	3項	(4)		現状の規定では、精算金の決済時期が甲の意思にかかっており、大幅に先送りされる可能性があります。斯様な精算は出来る限り速やかに行うのが妥当と考えられます。第90条乃至第94条の該当項についても同じです。	ご意見として賜ります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の入札説明書等に関する質問・意見への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所					内容	回答案
			頁	章	節	項			
231	事業契約書 (案)	乙帰責事由 契約解除の効力	42	第89条	4項			逸失利益が含まれる規定になっていますが、事業者側としては、違約金条項もある上に、更に膨大な負担となり得、リスク許容度の観点からすると引受難いものがあります。第90条第2項において甲帰責の解除の場合にも同様な規定があり、一見双務的な扱いになっているものの、乙が本契約を途中解除されたことに伴う逸失利益の範囲は一般論として限定的であることを鑑みると、均衡的ではないように思えます。従い、逸失利益は適用しない取扱いとさせて頂ければ有難く存じます。第92条第4項の該当項についても同じです。	原案のとおりとします。
232	事業契約書 (案)	法令変更不可抗力 解除の効力	44	第91条	4項			ここで想定する精算メカニズムについて、具体的な事例を示してご説明頂けませんでしょうか？(不可抗力ですので、建設工事保険が発動する場合との仮定で)	甲の支払額総額のうち、乙の保険金受領額を除いた額が、甲の実質の支払額となります。
233	事業契約書 (案)	乙の資本金	46	第95条	2項	(5)		乙の資本金及び出資企業の最低出資額等については事業者提案でよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	事業契約書 (案)	融資者との直施 協定の締結につ いて	47	附則 2条				事業者は、貴市が直接契約を締結した融資者から融資を受けるものとありますが、融資を受けないことも認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	融資は市が強制するものではありません。
235	事業契約書 (案)	融資者との直施 協定の締結につ いて	47	附則 2条				融資者はSPCが直接融資を受ける者を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	事業契約書 (案)	定義集	49	別紙1	3			維持管理業務の開始時期が遅れた場合、終期もその分延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	第46条、第74条に則り終期を変更します。
237	事業契約書 (案)	定義集	51	別紙1	33			「甲実施業務」は、23の次に記載すべきではないでしょうか。(あいうえお順)	ご指摘のとおりですので、修正します。
238	事業契約書 (案)	定義集	52	別紙1	53			「本契約第33条第2項に定める」とございますが、「本契約第33条第3項に定める」の誤記であると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正します。
239	事業契約書 (案)	保険	55	別紙2				乙等が付す保険等の内容は事業者提案でよいと理解してよろしいでしょうか。	別紙2に基づき、ご提案ください。